

大人向け

「子ども・若者と考えました」



子どもには  
守られるべき  
権利があります

瀬戸市

子どもの権利条例

このパンレットは瀬戸市子どもの今・未来応援基金を活用して作成しております。



# 子どもの権利

健康な生活ができ、  
適切な医療が受けられること



KENRI  
第3条

## 安全に安心して 生きる権利

命が守られること

愛情をもって大切に  
育てられること



あらゆる差別を  
受けないこと

虐待等のあらゆる暴力及び  
犯罪から守られること

プライバシーを  
守られること



KENRI  
第4条

## 自分らしく 生きる権利

自分の存在を  
認められ、尊重  
されること



自分で自分の  
ことを  
決めること

自分の目標に向かって  
挑戦すること



KENRI  
第6条

## のびのびと豊かに 育つ権利

遊ぶこと



学ぶこと



心及び体を  
休めること



KENRI  
第5条

## 主体的に 参加する権利

意見を表明する  
機会が与えられること



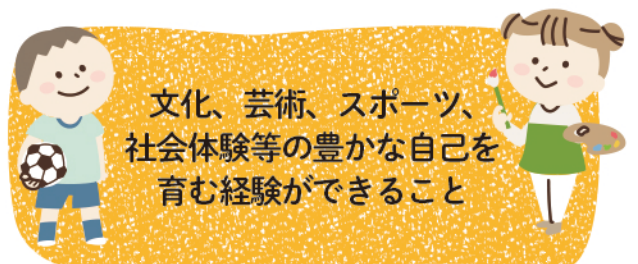
自分の意見が尊重されること

意見を表明するため、必要な情報の  
提供その他支援をうけられること

食べること



文化、芸術、スポーツ、  
社会体験等の豊かな自己を  
育む経験ができること



# 子どもの権利を保障する市及び保護者等の責務

## 市の責務

- 国、他の地方公共団体と連携するとともに、あらゆる施策を通じて、子どもの権利を保障するよう努めなければならない。
- 子どもの権利を保障するため、保護者等と連携及び協働し、必要な施策を実施しなければならない。

## 保護者等の責務

- 保護者は、子どもの養育及び成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。



## 学校等関係者の責務

- 子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう必要な支援を行う。
- 虐待、体罰から子どもを守るため、その解決に向け、市及び関係機関と連携する。
- いじめの発見及び防止に努め、市及び関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努める。

## 地域住民等の役割

- 子どもを共に暮らす地域社会の一員として認め、子どもが地域で健やかに育つよう支援に努める。
- 虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努める。



# 子どもの権利を保障する支援

- 子ども総合計画で策定した施策を総合的に実施する。
- 子ども総合計画を改定する場合は、子ども・若者会議を始めとする子どもの意見を聴取する機会を設け、その意見を尊重するものとする。
- 市は、子どもの権利について子どもや大人、すべての人に広く周知する。
- 子どもの権利を学べるように支援をする。
- 子ども・若者会議を設置する。
- 虐待等に対する取り組みを行う。
- 子どもが自発的にいろいろなことを体験し、仲間と交流する場を作り、豊かな自己を育むことを支援する。
- 子どもの権利を守りながら、安心して子育てができるよう必要な支援を行う。
- 特別な支援が必要な家庭及び子どもに対し、安心して暮らすことができるよう必要な支援をする。



## 子どもの 権利擁護委員

話を聞いてもらえない 体罰を受けたいじめられている 暴力を受けた等



子どもの権利が侵害されている場合ご相談下さい。

相談の電話 0561-88-2637

相談の窓口 瀬戸市役所2階 こども未来課

8:30～17:15 ※相談は予約が必要です。  
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

メール kodomokenri@city.seto.lg.jp

お手紙 〒489-8701 瀬戸市追分町64-1  
こども未来課 子どもの権利 担当

## あなたかもしれない！ 子ども・若者相談

子育ての悩みや困りごとがあるとき、ちょっと話を聞いてほしいとき、どんなサービスや支援があるか知りたいときなど…「どんなことでもまずはご相談ください！！」

対象 子ども、おおむね 30 歳代までの若者、保護者の方など

相談場所 ①パルティセと3階 こども若者家庭センター

〈名鉄瀬戸線 尾張瀬戸駅すぐ〉

月～金、第1日曜日、第3土曜日

(祝日、12/28～1/4はお休み)

9:15～18:00

②瀬戸市役所2階 子育て総合支援センター

〈名鉄瀬戸線 瀬戸市役所前駅すぐ〉

8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始はお休み)

相談方法 電話、面談、メール(面談予約可)

スタッフ (こども若者家庭センター)

保健師、保育士、社会福祉士、教員、心理士など  
(子育て総合支援センター) 保健師など

子ども・若者相談のお問い合わせ

パルティセと3階 こども若者家庭センター

〒489-0044 瀬戸市栄町 45 パルティセと3階

TEL 0561-88-2636 または 0561-82-1990

FAX 0561-97-1172  kowaka@city.seto.lg.jp

